

多度津町農業委員会議事録

令和2年5月20日午前9時00分より午前9時44分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書について |
| 議案第5号 | 非農地証明願について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第7号 | 農業経営改善計画認定申請等に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	西山正美
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（1名） 8番委員 龜山均

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	龜山 佳久
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長

改めましておはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。

昨日の小委員会で伺っておりますこと、麦がええ色になって収穫の季節ということ。恵まれとるええ年やのうと言ようたんやけど、やっぱりこの間の雨が少し影響もあるようですが、まだ、どちらかということまあ恵まれとるほうで、たしか新聞でも報道されてましたが、収穫も非常に恵まれてよろしいかなあと。

何さま新型コロナウイルス、きょうは天候に恵まれとるほうでございますが、初夏から高温が続いて、ことしの夏は熱中症とコロナ対策というんで、非常に新しい経験をするわけでございますが、お互いにええ年になつとるんで、熱中症のほう怖いかも。それと熱中症なんかはもう室内でも気をつけないかんということで、改めてことしはそういう意識を持ってやらないかんのかなと思っておる次第でございます。

そういう季節柄、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。農政のほうも余り特段取り上げてという情報はございませんが、コロナ一色というところ。5月の全国農業会長大会も中止ということで、そういう時期ではございますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速でございますが、開会いたしたいと思えます。よろしくご審議いただきたいと思えます。本日はまことにありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席状況についてですが、亀山委員さんが所用のため、欠席とのご連絡がありましたのでご報告いたします。

本日は、農業委員14人中13人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会は成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、秋山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案に入ります前に、まず署名委員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。12番の矢野委員さん、13番の松浦委員さん、よろしくお願ひいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほうを斯波委員さん、よろしくお願ひします。

5 番委員 昨日、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号の現地確認に参りました。特に問題がある点はなかったです。それで、昨日は秋山会長を初め、土田副会長、大島副会長、それから塚本委員さん、それから亀山さん、吉田さん、中西さんと一緒に現地を回りました。

個人的に私が興味深かったのは、議案第 3 号の既存住宅と納屋が既にもう建てられているところと、今度新築される家とか駐車場とかというのが曖昧な点が、こういう点が結構多いのかなというのがちょっと気になるところでしたが、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局、よろしく。

事務局 議案第 1 号をごらんください。

【議案第 1 号 1 番から 6 番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号 1 番から 3 番については、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。4 番から 6 番につきましては、議案第 6 号にて利用権を新規に設定する予定となっております。

なお、4 番と 5 番につきましては、解約前の利用権の設定が令和 2 年 10 月末までとなっており、今回の借り受け人のほかの利用権の更新と終期をそろえたいということで解約となりました。また、6 番につきましては、農事組合法人葛原営農組合が通年で利用権を設定する予定となっております。

以上です。

議長 1 番、2 番、3 番、戦前からの小作ということで、例によりまして地元委員さんより一言いただいております。

まず、1 番、葛原は。松岡さん、お願ひします。

推 5 番委員 この農地は、隣は小学校の南側に県道が走るとるんですけども、その県道沿いに隣接しとる農地でございまして、この県道がついたときからもうこの地主の方が戻してほしいということで、それから何回か話し合いがあったんですけど、金銭面で折り合わんで今まで来た経過がありますが、今回小作の人がもう年を取ってて、今はもう 86 歳ですか、跡取りが今はもう東京のほうへ転勤で行っておりませんで、なかなか耕作が

できへんということで、私のほうに、もう戻したいんやというような話がありまして、それで交渉が始まったわけです。それで、最初はもう3人、その本人同士が3遍ぐらい話し合いをしたんですが、それで大体両方が譲り合うて何とか交渉が成立しました。これは、ちなみに金銭面では表面上は無償ということだけどね、この1反2畝弱ですか、これで大体90万円ぐらいのお金が小作のほうに払われております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番は矢野さん、お願いします。

12番委員

この物件ですけど、これは去年の暮れぐらいから貸付人の●●さんの娘さんのほうから私のほうへ、返してもらいたいとかというような連絡があつて、それで私のほうも●●さんに意向を確認したら、●●さんのほうも後継ぎがこちらでいないので、もうできないから返したいというようなそういうような話で、そういうことを●●さんのほうへ連絡したら、それだったらもうそれなら返す、小作の解約の手続をしたいというような。それで、事務局に間へ入ってもらつて、何回か事務局と相談して、それで最終的には2人が事務局のほうへ行つて、それで合意解約という格好で解約の手続をしたんです。金銭的には今のところは発生していないんだけど、まだ何か●●さんのほうが少し金額的にというような話もあるんだけど、そこらはちょっとはつきりはしてないんだけど、一応手続だけは解約という格好をとつたんです。今は合意解約というような状況ですけど、あとはどうなるかちょっとわかりませんが、事務局がかなり説明してくれて、これは解約に至つたんです。そういうような状況です。

議長

ありがとうございます。

続きまして、3番は、庄はどっちかいな、西山さん。

7番委員

私のほうで処理はさせてもらいました、中条ということで。

議長

参考になった。

7番委員

はい。これは以前から、もう小作権は返したんだということで伺つていたんですけども、書類上の手続が済んでなかったので、その辺のお手伝いだけをさせていただきました。事務局のほうで大分お世話になったんですけども、初めてのことでようわからなかったんで、非常に手伝っていただきました、事務局のほうで。

議長

はい、ありがとうございます。

7番委員

ありがとうございます。

議長

きょうは3件とも参考になった部分が多いかなと思います。私個人と

しては、3件とも農業委員がタッチして、お世話しとるけん。昔はやっぱり先輩連中に話を聞くと、昔は農業委員が非常に世話をしとる案件が多かったようです。今後、各地域で出てくるかと思いますが、きょうの3者の話を参考にして今後進めていけたらなと思います。ありがとうございます。

ということで、議案第1号は報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲り渡し理由は経営縮小、譲り受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

●●という人は大分持っとるんかな、土地は多いんですか。

4番委員 まだ底地は残ってるけどな、ぼちぼち残っとる。

議長 あれは近くでオリーブを植えとるところもそうやろう。

4番委員 そうや。

議長 ●●さんのやなあ。

4番委員 これもほんまはな、これはもと、それでわしが間に入ってな、それで上地が買う言うてな、大方そこまで行っとったよ、この売り主がな、やっぱりやめたって。それで、この話をわしに相談なしに双方が売買したんです。

議長 今度は、違うところへ行ったわけ。

4番委員 おお、そんなけえ、ほんまは筋が違うんです。

議長 上地、底地でこっちへどうも話しがあつたのにもかかわらず、第三者へ行ったんや。

4番委員 うん、そういうことじゃ。

議長 もう非常に農業委員さん、世話をする人は大変や、そういうこともあるけど、もう辛抱して。

4番委員 いや、もう辛抱しとうない。ただそれが2年前の話だけんな。

議長 そうやのう、新しいな。

4番委員 うん、新しいな。一応やっぱりもうできんからと言うて、わしに相談したらな。

議長 もう余りこの●●は田んぼをしようらへんのやろ。

4番委員 しようりゃあへんのや。

議長 そういうなんでな。

4番委員 わしは困る言うて、本人が、上が買う言よんなら上が全部するんがな。

議長 この辺の田舎の心理状態というんか、空気が読めとらん。

4番委員 いや、読めないんや。よそへ行っとうって帰ってきたんだからな。

議長 ああ、そうなの。

4番委員 うん、そやからまあまあそれは言わんでもええから。

議長 いやいや、参考になってええ話や。結局、農業委員さんが世話をする人は大変やということでございます。

 特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 なければ、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

 【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

 番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

 農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、駐車場用地となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

 その他の基準についてですが、工事着工は令和2年7月10日、工事完了が令和2年11月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計400万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議に該当しません。

 補足といたしまして、譲り受け人の●●氏は、申請地の南隣で建築会

社の●●●●●●●●●●を営んでおります。現在の敷地では来客の駐車場が確保できない状態であり、申請地に従業員等の駐車場を設け、来客者が困らないようにするためです。また、代表取締役の●●氏が当該地を取得し、自身の会社に貸し付ける形態となっています。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、新築車庫平家1棟、また既存住宅2階建て1棟及び既存納屋平家1棟及び既存物置平家1棟となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、新築部分の工事着工は令和2年7月1日、工事完了が令和3年6月1日となっており、転用の確実性は認められます。また、既存住宅と既存納屋につきましては昭和35年ごろに建築されており、無断転用の事案であります。転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計650万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見等がございましたら、お願いいたします。地元委員さん、補足的なものがあったら。

6番委員

案件の1番ですけど、この土地は去年かな、●●●●さんの親が亡くなって相続を受けた土地で、それでこの土地の南側に4年前かね、同じく●●●さんというところに買っていただいて駐車場とか作業小屋を建てています。そのときに何かこういう、こっちの道を挟んで反対側も買っていただけるという約束があったとか、そういう話でやったようには聞いておりますけども。それで、●●さん自体も、もう体の調子もちょっと悪いし、農業をするような環境にないですから手放したいんだなという気がしております。特段地元として問題があるようなところではないと思っておりますけど。

議長

ありがとうございます。

皆さんから特段ご意見ございませんか。

(なし の声あり)

議長 なければ、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

事業計画変更が必要な理由としては、6区画のうち、1区画が売れ残っているため、2年間工期延長の計画変更申請が必要となっております。以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見等がございましたらお願いします。

今回はようやく着工というか、事業が進むようですね、事務局。もう何遍も言っとんやけどな、これ。

事務局 ようやく家が建つ段取りができてまして、申請地のところにもロープで区画を張ってまして、今回はもうこれで事業のほうを終了となる見込みとなっております。

議長 でも、4年というたら、えらい長いなあ。

事務局 一応最大2年間です。

議長 そういう意味では。実際は、今回はロープを張って地鎮祭をした跡があるみたいなんです。それで、事務局の話とあわせて今回は本物かなと期待しています。

議長 皆さんのほうから特段ご意見ございませんか。

(なし の声あり)

議長 なければ、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 議案第5号 非農地証明願について。

【議案第5号1番について 議案書を朗読】

非農地となった理由及び現在の状況といたしまして、鉄道用地として売却し、残地にて面積が狭く、土地の形も悪く、また線路際ということで、農地としては今まで利用していませんでした。現況は雑種地としており、資材等の置き場とする予定となっております。

以上です。

議長

皆さんのほうからご質問等ございますでしょうか。

非農地証明願というたら、農地法ではどのようにうたわれとったんかなあ。

事務局

非農地証明の概略についてですが、農地法の施行前から引き続き非農地であったもの、また、20年以上にわたり耕作放棄地にされたため、自然壊廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地。また、耕作の事業を行う者がその農地200平米未満をみずから耕作または養畜の事業のための農業用施設、納屋等の用に供する場合は主な判断基準となっております。

議長

特段ご意見、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします土田委員さん、大谷委員さん、横關委員さん、山地推進委員さん一時退席をお願いします。

(土田委員・大谷委員・横關委員・山地推進委員退席)

事務局

では、議案第6号をごらんください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で180件、41万4,459.5平米の申請があり、全て使用貸借権での設定になります。内訳としまして、更新が122件、28万7,519.5平米、新規が58件、12万6,870平米になります。補足といたしまして、19ページから30ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借り手へ貸し付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、5月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ということでございますが、ご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

(なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第6号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第6号を承認いたします。

(土田委員・大谷委員・横關委員・山地推進委員着席)

議長 事務局ちょっと、法人の代表者の場合はどうなるのかな。一遍聞いてくれるか。

事務局 わかりました。

議長 続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請等に対する意見の決定についてを議題いたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします山崎委員さん一時退席をお願いします。

(山崎委員退席)

事務局 議案に入る前に、今回の議案書についてですが、令和2年4月1日から国の様式がこの議案書の形へ変更になり、以前のA3横の様式とは変更になりますのでよろしくをお願いします。

議案第7号 農業経営改善計画認定申請等に対する意見の決定について。

1 経営体より、農業経営改善計画認定申請が町へ提出されました。

申請者氏名、山崎義行、主な変更点といたしまして、令和2年6月1日に5年間の有効期限が切れるための更新申請です。また、内容といたしまして、ページ下の②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標です。

(1) 生産、現状及び目標については、作付面積及び生産量はほぼ横ばいです。

続きまして、次の32ページをごらんください。

(3) 農用地及び農業生産施設、生産の③生産方式の合理化に関する現状と目標、措置について、ミニトマトは根こぶ病の発生により収量が減少している。また、その他品目については、年間安定生産を図ります。

続きまして、33ページの別紙をごらんください。

生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画といたしまして、フォークリフト1台です。以前の申請書の機械取得計画の欄には、現状及び目標といたしまして、機械の台数や型式、性能等が記載されていたのですが、4月からの様式ではこのように目標の取得計画のみの記載になります。

以上の1経営体について、農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほうをよろしくをお願いします。

以上です。

議長 このほうがわかりやすいかわからんな、ポイントポイントで。
皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたい
と思います。

(なし の声あり)

議長 なければ、議案第7号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第7号を承認いたします。

(山崎委員着席)

議長 それでは続きまして、議案のほうは以上ということで、報告案件とい
たしまして今度は事務局よりお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局より4件ご報告をさせていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件につい
て、3点目は県に対する令和3年度農地等利用の最適化推進施策等に関
する改善意見のための意見提出について、4点目は持続化給付金につい
てです。

事務局 【その他4点について事務局より説明】

事務局長 それでは引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

6月の小委員会は、18日木曜日の午前9時から第1会議室で行いま
す。当番農業委員さんは6番塩入委員さん、推進委員さんは3番大西委
員さんをお願いしたいと思います。

定例会は19日金曜日の午前9時から、同じく第1会議室で行います。

署名委員さんは14番中村委員さん、4番山崎委員さん、5番斯波委
員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

事務局からは以上です。

議長 以上で予定していたのは終わったわけですが、閉会后、いつもより少し
時間をいただきたいと思います。全体を通しまして皆さんのほうから何
かございましたらお願いします。

(なし の声あり)

議長 特段なければ、これで閉会したいと思います。それでは、どうも長時
間ありがとうございました。